

## 災害時避難行動要支援者登録制度について

災害時避難行動要支援者登録制度とは、災害発生時に自力で避難することが困難な一人暮らしの高齢者や障がい者の方に、避難行動要支援者名簿へ登録していただく制度です。名簿に登録をすることで、地域で情報が共有され、災害時の情報伝達や避難誘導等が迅速・的確にできる体制づくりを目的としています。

### 避難行動要支援者名簿に掲載となる方

次のいずれかに該当する方のうち、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断または避難行動を自ら行うことが困難（家族等の介助により避難に支障がない方を除く。）で、それらの支援を受けるために必要な自己に関する個人情報を関係機関へ提供することに同意した在宅の方を対象とします。

高齢者	・介護保険における要介護3～5 ・75歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯
障がい者	・身体障害者手帳1級・2級 ・療育手帳④・A ・精神障害者保健福祉手帳1級

※その他、災害時の支援を必要とし、名簿への掲載を希望する方

### 登録申請について

登録申請書に必要事項を記入し、健康福祉課窓口または、担当区域の民生委員へ提出してください。登録申請書は、健康福祉課で配布をしております。また、町のホームページからもダウンロードできます。

※登録された方の情報は、消防組合や警察署などの関係機関のほか、民生委員や各区の自主防災組織等に提供しますが、支援活動に関する以外には利用しません。

### 登録にあたって

災害時における避難行動要支援者の支援は、支援する側のボランティア精神に基づくものであるため、被害の状況により異なりますが、地域の皆様のご協力により、できる範囲内での支援となります。

また、各世帯へ配布をしている「越生町防災マップ」を参考に、備蓄品を確保するなど、日ごろから災害時への備えをしておきましょう。

☎健康福祉課 福祉担当 ☎内線112



## みずほ銀行の窓口における町税等納付書の取扱終了について

みずほ銀行の窓口における、越生町が発行した町税や各種料金等の納付書の取り扱いが、令和5年3月31日をもって終了します（越生町の収納代理金融機関としての取引が終了するため）。

お手持ちの納付書に納付場所として「みずほ銀行」が記載されている場合でも、令和5年4月1日以降は納付できませんのでご注意ください。

※令和5年4月1日以降、みずほ銀行の窓口で納付を希望される場合は、同行の定める手数料が別途かかります。

☎会計課 会計担当 ☎内線101

## 成年後見なんでも電話相談

成年後見制度について知りたい方、利用をお考えの方の疑問に、後見の実情に詳しい弁護士、司法書士、社会福祉士がお答えします。

日時 10月22日(土) 午前10時～午後4時  
TEL 048-845-3185(当日のみ)

☎圏域地域包括ケア課

☎048-830-3251(当日は上記へ)

また越生町成年後見センターでは、成年後見制度に関する様々なご相談に応じておりますので、お気軽にご相談ください。

☎越生町成年後見センター（越生町社会福祉協議会内） ☎292-2977

## 防災行政無線を用いた緊急地震速報訓練を行います

11月2日(水)午前10時頃、町内43か所に設置している防災行政無線の放送塔から、緊急地震速報の訓練放送を行います。

この訓練は、緊急地震速報を聞いてから、慌てずに身を守るなど適切な行動をとるための訓練です。また、緊急地震速報等の緊急情報が防災無線から適切に流れるかどうかを確認するためのものです。

当日は緊急地震速報を確認したら、慌てずに自分の身を守るか、訓練で確かめましょう。

☎総務課 地域支援・防災安全担当 ☎内線217

## 付加年金をご存じですか？

国民年金の被保険者は、通常の年金保険料と合わせて月400円の付加保険料を納めることができます。

付加保険料は、納付した月数に応じた額の半額が、年額として毎年老齢基礎年金の受給額に加算されます。

手続き 町民課に備え付けの用紙に必要事項を記入し、町民課または年金事務所にご提出ください。

### 付加年金額の計算式

200円×付加保険料を納付した月数

### 計算例

付加保険料を10年間(120月)納付したとすると、納付額は

400円×120月=48,000円の納付となります。

付加年金額は24,000円となるため、65歳からはこの金額を老齢基礎年金に上乗せして毎年受給することができます。

付加保険料を納めた方は、老齢基礎年金を2年間受給すれば納めた付加保険料の元が取れることとなります。

### 付加保険料の納め方

付加保険料は申込みした月分から納付していただくこととなります。

申込後、後日年金機構より送付される付加保険料込みの納付書（前納で納付済みの方は付加保険料の納付書）でお近くの金融機関、コンビニエンスストア等でお納めください。口座振替、クレジットカードによる納付も可能です。

※国民年金第一号被保険者または65歳以下の任意加入被保険者のみ活用することができます。また老齢基礎年金の受給資格がない方や国民年金基金加入者は申込みできません。

### ☎ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

### ☎町民課 国保年金担当

☎内線123

## うちの子「結婚」しないのかしら？

独身のお子様の結婚相談承ります



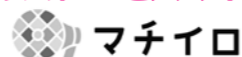
お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎049-243-8428

結婚相談所ムスベル

## 越生町の広報紙をスマホアプリで



行政情報アプリ「マチイロ」で広報おごせの配信を始めました。越生町からのお知らせをアプリを通じてスマートフォンやタブレットにてお届けします。ぜひご利用ください。

☎総務課 地域支援・防災安全担当

☎内線217

